

## 令和4年白老町議会議案説明会会議録

令和4年3月15日（火曜日）

開 会 午後 3時16分

閉 会 午後 3時48分

---

### ○議事日程

1. 白老町議会定例会3月会議議案説明
- 

### ○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会3月会議議案説明
- 

### ○出席議員（14名）

1番	久保一美君	2番	広地紀彰君
3番	佐藤雄大君	4番	貳又聖規君
5番	西田祐子君	6番	前田博之君
7番	森哲也君	8番	大淵紀夫君
9番	吉谷一孝君	10番	小西秀延君
11番	及川保君	12番	長谷川かおり君
13番	氏家裕治君	14番	松田謙吾君

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	高尾利弘君
財政課長	大黒克己君
町民課長	久保雅計君
産業経済課長	工藤智寿君
学校教育課長	鈴木徳子君
病院事務長	村上弘光君
建設課長	舛田紀和君
子育て支援課長	渡邊博子君
健康福祉課長	下河勇生君

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局長	本間力君
------	------

主 査 八木橋 直 紀 君

---

◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） これより令和4年定例会3月会議の議案説明会を開催いたします。

定例会3月会議に町長から追加提案のあった議案は各会計の補正予算3件、条例の一部改正1件あわせて4件であります。順次議案の説明をいただきます。

（午後3時16分）

---

○議長（松田謙吾君） 日程第1、議案第29号 令和3年度白老町一般会計予算（14号）の議案について説明をお願いします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 本日本配りした議案書をお開きください。

議案第29号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第14号）についてご説明させていただきます。議29-1になります。今回の補正は歳入歳出5億9,073万8,000円を追加し、総額を127億9,693万2,000円とするものです。そのほかに繰越明許費補正と地方債補正を計上させていただきます。補正予算の概要でございますが、通例の補正予算のほかに新型コロナウイルス感染対策の事業について執行残の整理に伴う減額事業が13件、財源振替が4件、計17件を計上しているところでございます。

それでは事業の説明に入らせていただきます。2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」1歳入、3ページの2歳出については記載のとおりですので説明は省略させていただきます。

4ページになります。「第2表 繰越明許費補正」でございます。まず1の追加でございます。2款総務費、1項総務管理費の番号制度運用事業金額が244万2,000円、こちらは国の補助事業により実施するものでございますが、令和3年度に予算措置をして事業を令和4年度中に完了するよう国から通知があったことから、翌年度に事業を繰越し執行するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費の新型コロナウイルス感染症対策非課税世帯臨時給付事業金額が6,600万円となります。本事業は本年2月より受付を開始しているところですが、非課税世帯の確認書の提出期限が本年5月6日、家計急変世帯の申請期限が本年9月30日としていることから、翌年度4年度に繰越しをして事業を執行するものであります。続きまして、2項児童福祉費の子育て世帯臨時特別給付金事業220万円は国の制度に基づきまして離婚家庭向けの給付事業を翌年度に繰越し事業を実施するでございます。

10款教育費、1項教育総務費の学校教育活動継続支援事業540万円は新型コロナウイルス感染症対策事業でございますが年度内での事業完了が困難なことから全額を次年度に繰越し事業執行するものであります。次に2項小学校費の小学校施設整備事業金額が4億1,720万9,000円はこちらにつきましては歳出のところでご説明申し上げます。

2変更でございます。3款民生費、2項児童福祉費の保育士等処遇改善事業、変更前が512

万円から変更後 583 万 5,000 円とするものでございます。こちらにつきましても歳出のところでご説明申し上げさせていただきます。

5 ページ、「第 3 表 地方債補正」です。こちらは記載のとおりでございますが、詳細については、歳出のところでご説明申し上げさせていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書、2 歳出からご説明させていただきます。14 ページ、15 ページをお開きください。2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、(1) 庁舎感染予防対策事業（交付金事業）62 万円の減額補正であります。本事業は一般会計補正予算第 1 号にて議決をいただいた事業でございますが、執行残の整理による減額でございます。財源は地方創生臨時交付金の減でございます。

9 目企画調整費、(1) 地域公共交通感染症対策事業（交付金事業）55 万 2,000 円の減額補正であります。本事業は一般会計補正予算第 1 号にて議決をいただいた事業でございますが、執行残の整理による減額でございます。財源は地方創生臨時交付金の減となります。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、(1) 地域女性活躍推進事業（交付金事業）補正額はゼロ財源振替でございます。本事業は一般会計補正予算第 5 号にて議決をいただいた事業でございますが、財政調整基金から繰入れをしておりました一般財源 87 万 1,000 円を地方創生臨時交付金に振替えるものであります。2 目老人福祉費、(1) 特別養護老人ホーム事業特別会計繰出金 15 万 4,000 円の減額補正であります。特別養護老人ホーム寿幸園の民営化に伴う介護サービス施設事業債残高の繰上償還に係わる利子相当額の補償金が確定したことによる減額でございます。財源は一般財源の減となります。(2) 高齢者・障がい者生活支援給付金事業（交付金事業）148 万 1,000 円の減額補正でございます。本事業は一般会計補正予算第 10 号にて議決をいただいた事業であります。執行残の整理による減額でございます。財源は財政調整基金から繰入れをしておりました一般財源 1,057 万 5,000 円を減額し、地方創生臨時交付金 909 万 4,000 円を増額して振替えるものでございます。次のページ、2 項 1 目児童福祉総務費、(1) 助産師オンライン相談事業（交付金事業）5 万円の減額補正であります。本事業は一般会計補正予算第 1 号にて議決をいただいた事業でございますが、執行残の整理による減額でございます。財源は地方創生臨時交付金の減であります。4 目児童福祉施設費、(1) 地域子ども子育て支援感染予防対策事業（交付金事業）は財源振替でございます。本事業は一般会計補正予算第 4 号にて議決をいただいた事業でございますが、財政調整基金から繰入れをしておりました一般財源 51 万 9,000 円を地方創生臨時交付金に振替えるものでございます。(2) 保育所等感染予防対策事業（交付金事業）54 万 2,000 円の減額補正であります。本事業は一般会計補正予算第 4 号にて議決をいただいた事業でございますが、執行残の整理による減額でございます。財源は財政調整基金から繰入れをしておりました一般財源 94 万 6,000 円を減額いたしまして、地方創生臨時交付金 67 万 5,000 円を増額して振替えるとともに国庫支出金保育対策総合支援事業補助金 27 万 1,000 を減額するものでございます。(3) 保育士等処遇改善事業 90 万 5,000 円を増額補正です。国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による公立保育園、はまなす保育園

の保育士等、児童クラブ支援員等の処遇改善のため、収入を3%程度引き上げる措置を実施するために必要な経費を計上するものであります。なお、増額のうち71万5,000円につきましては、令和4年度（4月から9月まで）の処遇改善措置分であります。財源は全額、国の保育士等処遇改善臨時特例交付金を充当いたします。

次のページ、4款環境衛生費、4項1目病院事業費、(1)国民健康保険病院事業会計繰出金等9,400万円の増額補正であります。本年度の医業収益の減少等により、不良債務解消のため、町立病院事業会計へ追加繰り出しするものであります。財源は一般財源であります。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費、(1)一次産業事業者経営支援事業（交付金事業）231万7,000円の減額補正です。本事業は一般会計補正予算第8号にて議決をいただいた事業であります。執行残の整理による減額であります。財源は地方創生臨時交付金の減であります。(2)産地生産基盤パワーアップ事業1135万8,000円の減額補正です。本事業は、国の産地パワーアップ事業を活用し、農業用機械を導入するために必要な経費を補助するものでありますが、事業者の補助申請取り下げにより、全額減額するものであります。財源は道支出金の産地生産基盤パワーアップ事業費補助金の減です。

次のページ、2項1目林業振興費、(1)一次産業事業者経営支援事業（交付金事業）61万8,000円の減額補正です。本事業は一般会計補正予算第8号にて議決をいただいた事業であります。執行残の整理による減額であります。財源は地方創生臨時交付金の減であります。3項1目水産振興費、(1)一次産業事業者経営支援事業（交付金事業）58万1,000円の減額補正です。本事業は、一般会計補正予算第8号にて議決をいただいた事業であります。執行残の整理による減額であります。財源は地方創生臨時交付金の減であります。

7款商工費、1項1目商工振興費、(1)プレミアム付商品券発行事業（交付金事業）50万円の減額補正です。本事業は一般会計補正予算第1号にて議決をいただいた事業であります。執行残の整理による減額であります。財源は、道支出金が14万7,000円の減、地方創生臨時交付金は35万3,000円の減額であります。(2)小規模企業者持続化補助金支援事業（交付金事業）33万9,000円の減額補正です。本事業は一般会計補正予算第1号にて議決をいただいた事業であります。執行残の整理による減額であります。財源は地方創生臨時交付金の減です。

(3)中小企業等経営持続化緊急支援事業（交付金事業）10万3,000円の減額補正です。本事業は、一般会計補正予算第8号にて議決をいただいた事業であります。執行残の整理による減額であります。財源は予備費から充用していた一般財源40万円を減額し、地方創生臨時交付金29万7000円を増額して振替えるものであります。次のページ、2項1目観光対策費、(1)観光事業者販売促進支援事業（交付金事業）62万円の減額補正です。本事業は、一般会計補正予算第8号にて議決をいただいた事業であります。執行残の整理による減額であります。財源は財政調整基金から繰り入れしていた一般財源1,510万4,000円を減額し、地方創生臨時交付金1,448万4,000円を増額して振替えるものであります。

8款土木費、2項1目道路維持費、(1)道路施設維持補修経費1,500万円の増額補正です。町



21 款繰越金、1 目繰越金、前年度繰越金 4,452 万 4,000 円の計上です。歳出総額に対する歳入不足として計上するものであります。この補正予算によりまして、繰越金の留保額 3,162 万 8,000 円となります。これで事項別明細書の説明を終了させていただきます。

次に青色表紙の新型コロナウイルス交付金事業の資料を御覧ください。本補正予算を含めての令和 3 年度の新型コロナウイルス対策に係る臨時交付金事業の予算計上状況及び実績見込概要でございます。本年度 3 月 31 日までまだ終了しておりませんので実績見込みで資料のほうは作っております。

資料 1 ですが、1 として交付限度額について、令和 3 年度につきましては、合計額として国庫補助事業の地方負担分（コロナ国庫と表記）を合わせて 3 億 5,314 万 7,000 円となっております。そのうち（4）の令和 3 年度補正分 1 億 6,017 万 5,000 円がコロナの交付金で交付されました。この 1 億 6,017 万 5,000 円を活用いたしまして、今説明いたしました、これまで財政調整基金で繰り入れをしていた一般財源分をコロナの交付金を活用して繰り戻しをいたしました。その金額を差し引きいたしまして、最終的に令和 4 年度として使えるコロナの交付金の金額は 1 億 4,300 万円となります。次に 2 の予算計上状況であります。事業件数 35 件、総額 2 億 3,668 万 3,000 円となっております。その内訳といたしまして地方創生臨時交付金が 2 億 1,014 万 7,000 円、国・道補助金 1,522 万 7,000 円、一般財源は 1,130 万 9,000 円となります。最終的に一般財源 1,130 万 9,000 円は財政調整基金が全て繰り戻しされていない状況でして、その理由はコロナの交付金が補助割れしないようにするため、ある程度先に申請しなければならないことから補助割れを防ぐために、ある程度一般財源を使って整理をさせていただいております。

資料 2 の 1 ページ以降につきましては令和 3 年度の事業実績ということで記載をさせていただきますので説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 29 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 29 号の議案説明を終わります。

日程第 2、議案第 30 号 令和 3 年度白老町町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 3 号）の議案について説明をお願いいたします。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） それでは、議 30-1 をお開きください。議案第 30 号 令和 3 年度白老町町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 1,678 万 4,000 円を増額し総額を 2 億 8,426 万 5,000 円とするものでございます。

続きまして、2 ページから 3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては記載の

とおりでですので説明は省略いたします。「歳入歳出予算事項別明細書」の歳出のほうから説明をさせていただきます。6ページをお開きください。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、(1)特別養護老人ホーム一般事務経費25万9,000円の減額で、事業費確定に伴う入札差金等の減額であります。財源は特別養護老人ホーム事業基金繰入金であり歳入も同額を減額するものであります。次に3款公債費、1項公債費、3目公債諸費15万4,000円の減額で繰上償還に伴う償還利子相当額が国より確定されたことから減額補正するものです。財源は一般会計繰入金であり歳入も同額を減額するものであります。4款繰出金、1項繰出金、1目繰出金1,719万7,000円の増額です。特別養護老人ホーム寿幸園の民営化に伴い特別養護老人ホーム事業基金が廃止されることから、基金残額を全額取り崩し一般会計において活用するため繰出金として支出するものであります。4ページ歳入につきましては、歳出で説明させていただきましたので省略させていただきます。以上で説明を終わります。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第30号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第30号の議案説明を終わります。

日程第3、議案第31号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算（第6号）の議案について説明をお願いいたします。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） それでは、議案第31号でございます。令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算（第6号）についてご説明させていただきます。

このたび補正予算につきましては内訳として収益的収支の補正予算1件となっております。収益的収支の予定額でございます、第1款病院事業収益、既決予定額9億3,587万4,000円より9,400万円を増額し、総額10億2,987万4,000円とする内容でございます。

次に議31-2、令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算実施計画書は記載のとおりでございますので説明は省略いたします。

次に議31-3、ここで補正予算の内容についてご説明申し上げます。収益的収入の表を御覧ください。補正の内容につきましては、一般会計より不良債務の解消を目的として他会計補助金として9,400万円について一般会計からの追加繰出を受ける内容となっております。この不良債務の発生の内容につきましては主に3点ございまして、1点目は令和2年度に策定した経営改善計画において地域医療の推進と医業収益改善目的に導入を決めていた地域包括ケア病床が導入できていないこと。2点目は令和2年度から回復基調にあるものの新型コロナウイルス感染症影響に伴う患者数の減少が続いていること。3点目は常勤医師の入退職が多かったことにより医療収益が安定確保に至らなかったことが主な理由でございます。

なお、今回の補正予算に伴う令和3年度病院事業会計の一般会計からの繰出金合計額について

ては、8日に可決いただいた第5号補正アイヌ政策推進交付金財源振替分818万7,000円と、このたびの追加繰出額9,400万円の合計額は1億218万7,000円が追加繰出合計額となり年間総額で3億7,968万5,000円となる内容です。以上で町立病院事業の補正予算説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第31号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第31号の議案説明を終わります。

日程第4、議案第32号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についての議案説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議32-1を御開きください。議案第32号 白老町職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案説明でございます。議32-2をお開きください。保育や幼児教育などの、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く職員の収入を引き上げることを目的に、国は令和3年11月19日に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を閣議決定し、官民間問わず保育園等への処遇改善を令和4年2月より行うよう求めたことから、本町においてもはまなす保育園及び放課後児童クラブに勤務する会計年度職員に対し、国が求める3%程度の収入の引上げを実施するため、本条例の一部を改正するものである。議32-3をお開きください。新旧対照表であります但改正後別表への追加でございます。特殊勤務手当の種類については処遇改善手当、支給範囲ははまなす保育園又は放課後児童クラブに勤務する会計年度職員でございます。手当の額は報酬又は給料の月額に100分の3を乗じて得た額としております。議32-1にお戻りください。附則でございます。この条例は、公布した日から施行し、令和4年2月1日から適用する。以上で議案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第32号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第32号の議案説明を終わります。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上をもって定例会3月会議の議案説明は全て終了いたしました。

これをもちまして議案説明会を終了いたします。

（午後 3時48分）